

法人課税 オープンイノベーション促進税制の拡充及び要件の見直し

大企業
向け

中小企業
向け

1. 改正の概要

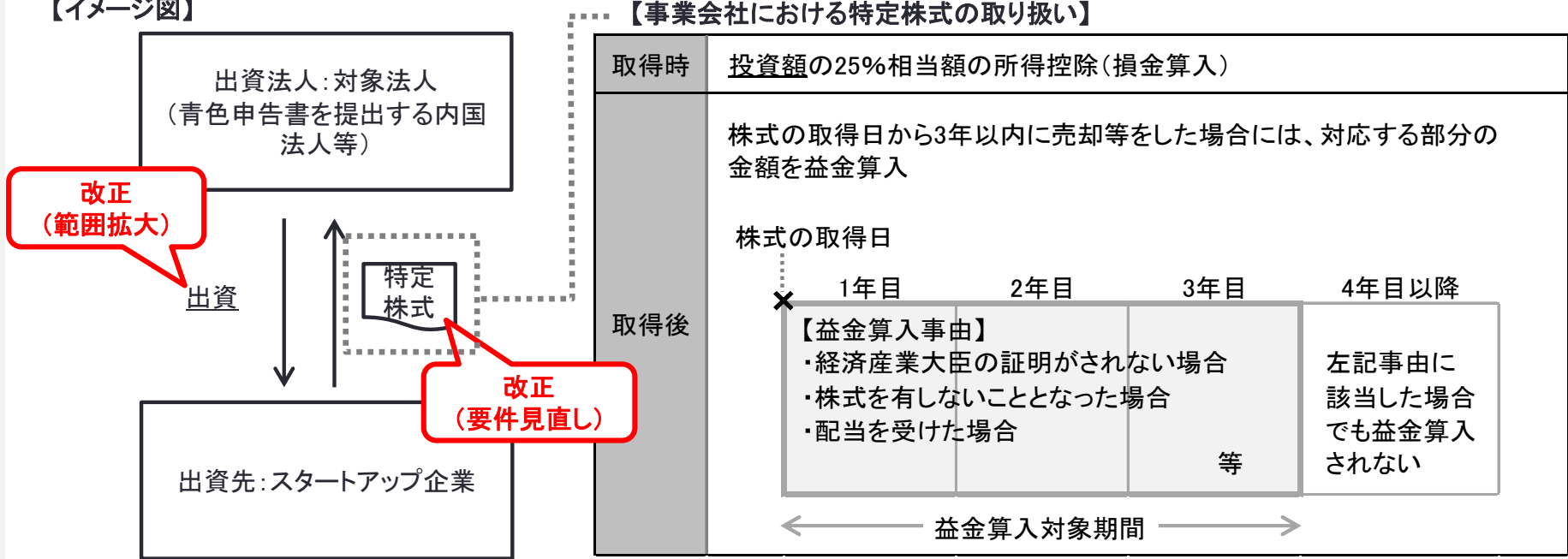
(1) 趣旨・背景

スタートアップ企業の出口として、既存企業によるM&Aを後押しするため、スタートアップ企業の成長に資するものに限定した上で、既存発行株式を購入により取得した場合もオープンイノベーション促進税制の適用対象とするとともに、改正前のオープンイノベーション促進税制についても一部要件の見直しが行われる。

(2) 制度の全体像(改正前)

対象法人から一定のスタートアップ企業に対する出資について、その投資額の25%相当額を特別勘定として経理処理することで同額の所得控除(損金算入)ができる制度である。なお、株式の取得日から3年以内に出資した株式の売却等を行った場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとなる。

【イメージ図】



(3) 特定株式の取得要件の拡充

特定株式の取得要件について、改正前は資本金の増加を伴う現金による出資に限られていたが、既存発行株式の購入による取得も対象とする改正が行われる。

【各要件の比較】

大企業
向け

中小企業
向け

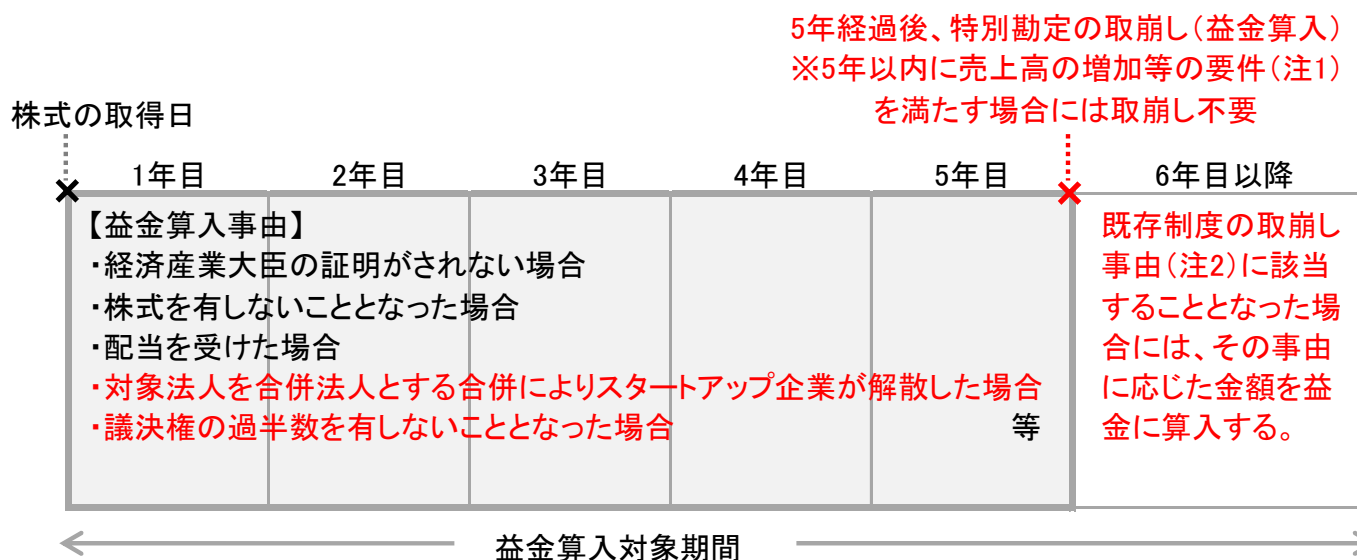
内容	現金の払込みによる出資(既存の制度)	既存発行株式の購入による取得(改正により拡充)
対象株式	資本金の増加を伴う現金による出資をした株式 (新規発行株式)	発行人以外の方から購入により取得した株式 (既存発行株式)
投資金額の下限と上限	<p>【下限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象法人が大企業の場合には、1億円以上 対象法人が中小企業者の場合には、1,000万円以上 ※スタートアップ企業が外国法人の場合には、5億円以上 <p>【上限】</p> <p>50億円(改正前:100億円)</p>	<p>【下限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象法人が大企業・中小企業問わず5億円以上 ※スタートアップ企業が外国法人の場合には、対象外 <p>【上限】</p> <p>200億円</p>
出資又は取得後の議決権割合	要件なし	過半数を有すること
保有見込期間	3年	5年
特定事業活動を継続する期間	3年	5年
経済産業大臣の証明	必要	必要 (株式の取得時にスタートアップ企業が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件追加)
出資等の目的	純出資等を目的とする出資でないこと	左記同様
併用制限	要件なし	2023年(令和5年)4月1日以後に「現金の払込みによる出資」を行い本税制の適用を受けた後にそのスタートアップ企業の株式を取得する場合は対象外とする

大企業
向け中小企業
向け

(4)「既存発行株式の購入による取得」をした場合における特別勘定の取崩し事由

既存発行株式の購入時に経理処理した特別勘定は、設定後、一定の事由に該当した場合には取崩し、対応する金額を益金に算入する仕組みとなる(既存の制度のように一定期間経過後は益金算入が不要となる仕組みではない)。取崩し事由については、既存の制度を準用しつつ、一部見直す改正が行われる。

【益金算入対象期間の取扱い】



(注1) 売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件

(注2) 既存制度の取崩し事由に一部見直しが行われる。主な取崩し事由は以下の通り。

- ① 特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合
- ② 合併により合併法人に特定株式を移転した場合
- ③ スタートアップ企業が解散した場合
- ④ 特定株式につき一定の配当を受けた場合
- ⑤ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ⑥ 対象法人が解散した場合
- ⑦ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

(5)「現金の払込みによる出資」をした特定株式の取得価額の上限の見直し ※既存制度の見直し

資本金の増加を伴う現金による出資をした特定株式の取得価額の上限を**50億円**(改正前:100億円) に引き下げる見直しが行われる。

大企業
向け中小企業
向け

(6)スタートアップ企業に対する出資要件の見直し ※既存制度の見直し

対象法人が既にその総株主の議決権の過半数の株式を有しているスタートアップ企業に対する出資を対象から除外するなど一定の見直しが行われる。

※改正の影響を受ける具体例

【スタートアップ企業の株式及び議決権の状況】

株主	発行済株式数		議決権数	
	株数	割合	議決権数	割合
A社	40株	40%	40	67%
B社	20株	20%	20	33%
個人X	40株	40%	0	0%
計	100株	100%	60	100%

【A社が追加出資をする場合】

■改正前の取扱い →発行済株式の割合のみで判定

既に50%を超える株式数を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資は本税制の適用対象外となるが、A社の株式の保有割合は40%であるため、本税制の適用対象となる。

■改正後の取扱い →議決権割合の判定も追加

A社の議決権割合は67%であり、議決権の過半数を有しているため、本税制の適用対象とならない。

2. 適用時期

大綱に記載なし

3. 実務上の留意点

・既存発行株式の購入による取得(いわゆるM&A)も制度の対象となり、適用範囲は拡大するが、既存の制度のように一定期間経過後に益金算入が不要となる仕組みではなく、一定期間経過後も取崩し事由に該当しないことで損金算入効果が継続する点に留意が必要となる。

4. 今後の注目点

・大綱に記載されているその他所要の措置の内容